

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	四半期報告書の訂正報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の7第4項
<b>【提出先】</b>	東海財務局長
<b>【提出日】</b>	平成21年8月7日
<b>【四半期会計期間】</b>	第38期第2四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)
<b>【会社名】</b>	株式会社デイトナ
<b>【英訳名】</b>	DAYTONA CORPORATION
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 鈴木 紳 一 郎
<b>【本店の所在の場所】</b>	静岡県周智郡森町一宮4805番地
<b>【電話番号】</b>	0538(84)2200
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役管理部長 中 嶋 哲 司
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	静岡県周智郡森町一宮4805番地
<b>【電話番号】</b>	0538(84)2200
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役管理部長 中 嶋 哲 司
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年8月7日に提出しました第38期第2四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）四半期報告書に添付した独立監査人の四半期レビュー報告書について、第38期第1四半期（自平成21年1月1日至平成21年3月31日）のものを添付しておりました。これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

当期四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書の差し替え

3 【訂正箇所】

（訂正前）は第1四半期に対する四半期レビュー報告書であります。

（訂正後）が第2四半期に対する四半期レビュー報告書となります。

（訂正前）

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月14日

株式会社デイトナ  
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 久保 幸年 印

業務執行社員 公認会計士 林 寛 尚 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社デイトナの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社デイトナ及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 追記事項

1. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 会計方針の変更（1）に記載されているとおり、会社は、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用し、評価基準について月別総平均法による原価法から月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更している。
2. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 会計方針の変更（2）に記載されているとおり、会社は、第1四半期連結会計期間より「リース取引に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

(訂正後)

### 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月7日

株式会社デイトナ

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 久 保 幸 年 印

業務執行社員 公認会計士 林 寛 尚 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社デイトナの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社デイトナ及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記事項

1. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 会計方針の変更（1）に記載されているとおり、会社は、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用し、評価基準について原価法から原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更している。
2. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 会計方針の変更（2）に記載されているとおり、会社は、第1四半期連結会計期間より「リース取引に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。